

新潟市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

平成 29 年 4 月 20 日

新潟市国家戦略特別区域会議

2 法第 2 条第 2 項に規定する特定事業の名称及び内容

（9）名称：国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業

内容：旅館業法の特例

（国家戦略特別区域法第 13 条に規定する国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業）

国家戦略特別区域法第 13 条第 1 項に規定する特定認定を受けた者が、次に掲げる地域において、海外からの観光客や M I C E へのビジネス客等の滞在に適した施設に係る外国人滞在施設経営事業を行う。

① 新潟市の別図 1 の区域

【平成 29 年 7 月より実施予定】

新潟市における外国人滞在施設経営事業
(旅館業法の特例) 実施地域

